

只見町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和4年5月26日

只見町農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、只見町農業委員会に係る農地等の利用の最適化に関する標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標5.1ha（年間）

(2) 目標設定の考え方

- ①令和3年度の農地パトロールの調査結果による緑区分となった25.5haを5年間で解消するため、年間目標を5.1haとする。
- ②只見町の補助金「遊休農地等解消支援事業補助金」を周知し、遊休農地の解消を図る。
- ③農地所有者との積極的な相談や話し合いに応じ、農地中間管理機構への貸付促進を図る。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 農地利用集積面積の目標20ha（年間）

(2) 目標設定の考え方

- ①福島県が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき、令和11年度末目標として「農業を担う者」への農地利用集積率を72%とする。

(令和3年3月末現在の集積率実績)

集積率49.3%：只見町耕地面積613ha、担い手への集積面積302ha  
※ $613\text{ha} \times 72\% = 441.36\text{ha}$   $441.36\text{ha} - 302\text{ha} / 8\text{年間} \div 18\text{ha}$

- ②農業を担う者への農地集積、畑地作物の作付拡大等、稲作依存型からの脱却を推進していく。
- ③人・農地プランの法定化による「地域計画」に基づく農地集積推進を図る。
- ④農業を担う者の確保及び育成を図る。

### 3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体 0.2ha (年間)

(2) 目標設定の考え方

- ① 只見町地域サポート計画（新規就農者向け）に基づいた目標を設定する。
- ② 農地所有者から新規参入者に対する貸付等を行うことの同意を得た農地面積とする。
- ③ 新規就農者相談は、農業委員や農地利用最適化推進委員が積極的な参加に努る。
- ④ 町、県、農業団体等との連携を行い、積極的な調査等を実施していく。

### 4. その他

本指針は3年ごとに見直しを行い、必要があればその都度見直しをすることができることとする。